
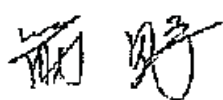
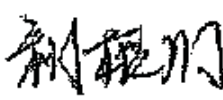


管 理 番 号

閱覽用

安全管理規程

制 定 日	2006年10月1日
改 訂 日	2009年7月18 日

承 認 欄	確 認 欄	作 成 欄
		

発行部門 | 品 質 安 全 管 理 部

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	1/1
項 目		目 次	制 定 日	2006.10.1
			改 訂 日	2009.7.18

項 目		制・改訂日	頁
表紙		2009.7.18	1/1
目次		2009.7.18	1/1
制定・改訂履歴		2009.7.18	1/1
第1章	総則		
第1条	目的	2006.10.1	1/2
第2条	適用範囲	2006.10.1	1/2
第2章	輸送の安全確保の運営方針		
第3条	輸送の安全に関する基本方針	2006.10.1	1/2
第4条	輸送の安全に関する目標	2006.10.1	1/2
第5条	輸送の安全に関する重点施策	2006.10.1	2/2
第6条	輸送の安全に関する計画	2006.10.1	2/2
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制		
第7条	社長の責務	2006.10.1	1/4
第8条	安全統括管理者の選任及び解任	2006.10.1	2/4
第9条	安全統括管理者の責務	2006.10.1	2/4
第10条	社内組織	2009.7.18	3/4～4/4
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法		
第11条	輸送の安全に関する重点施策の実施	2006.10.1	1/2
第12条	輸送の安全に関する情報の共有及び伝達	2006.10.1	1/2
第13条	事故、災害等に関する報告連絡体制	2006.10.1	1/2
第14条	輸送の安全に関する教育・訓練	2006.10.1	1/2
第15条	輸送の安全に関する内部監査	2006.10.1	2/2
第16条	輸送の安全に関する業務の改善	2006.10.1	2/2
第17条	情報の公開	2006.10.1	2/2
第18条	輸送の安全に関する文書の管理	2006.10.1	2/2
第19条	輸送の安全に関する記録の管理	2006.10.1	2/2
別紙1	安全統括管理者の要件 【貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6】	2006.10.1	1/1
別紙2	安全管理体制組織図	2009.7.18	1/1

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	1/2
項 目	第一章	総則・輸送の安全確保の運営方針	制 定 日	2006. 10. 1
	第二章		改 訂 日	

第一章 総則

(目 的)

第1条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために順守すべき事項を定め輸送の安全性の向上を図り、もって日本梱包運輸倉庫株式会社（以下「当社」という。）の安全風土・安全文化を定着させることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全確保の運営方針

(輸送の安全に関する基本方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。又、現場における安全に関する声に耳を傾ける等現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を常に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 前1・2項に基づき安全方針を策定する。

(輸送の安全に関する目標)

第4条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	2/2
項 目	第二章	輸送の安全確保の運営方針	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	2009. 7. 18

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 当社の輸送の安全を確保するために掲げた安全目標を達成するため、重点施策を次に掲げる事項を考慮し策定する。

- (1) 輸送の安全の確保が最重要であるとの意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を順守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、実施すること。
- (6) 関係会社等と綿密に協力して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- (7) 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害する行為は行わない。又常傭的協力関係に有る場合は、輸送の安全確保の体制についてその構築を要請、指導を実施し安全性の確保を確認する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 重点施策に基づき必要な計画を策定する。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	1/4
項 目	第三章	輸送の安全を確保するための 事業の実施及び管理体制	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、会社の〔基本方針〕（社訓・われらの信条・運営方針）に従い、輸送の安全管理体制を確立、実施し、輸送の安全に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは以下の事項を順守する。

- (1) 関係法令等の順守と安全最優先の原則を、全従業員へ周知徹底を図る。
- (2) [安全方針]を策定する。
- (3) 安全に対する重点施策を策定する。
- (4) 重大な事故等への措置対応を確実に実施する。
- (5) 輸送の安全に関する管理体制を確立し、実施・維持するため、輸送の安全に必要な要員・情報・輸送施設等を使えるようにする。
- (6) 輸送の安全に関する取り組みを適時見直しする。
- (7) 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- (8) 輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- (9) 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	2/4
項 目	第三章	輸送の安全を確保するための 事業の実施及び管理体制	制 定 日	2006.10.1
			改 訂 日	

(安全統括管理者の選任及び解任)

第8条 社長は取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6（別紙1：安全統括管理者の要件）に定める要件を満たす者のなかから、取締役会で選任された者を安全統括管理者に任命する。

2 安全統括管理者が次の事項に該当することになった場合は、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者の責務は以下のとおりとする。

- (1) 輸送の安全確保に関する、必要な管理体制を確立し、実施し、維持する。
- (2) 輸送の安全確保に関した安全方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する。
- (3) 輸送の安全確保の実施状況を、定期的に、かつ必要性に応じて、適時、内部監査を実施し、監査結果を社長に報告する。
- (4) 内部監査の実施運営を総括し管理する。
- (5) 経営トップに対し、輸送の安全に関し、必要な改善に関する意見を述べ、必要な改善の措置を講ずる。
- (6) 統括運行管理者及び整備管理者を統括し、輸送の安全を確保する。
- (7) 統括運行管理者及び整備管理者を教育・訓練することにより、輸送の安全を確保し維持管理する。
- (8) 営業所所長（統括運行管理者）、運行管理者及び整備管理者を通して、営業所の従業員に関係法令等の順守と、安全最優先の原則の周知及び教育の徹底を図る。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	3/4
項 目	第三章	輸送の安全を確保するための 事業の実施及び管理体制	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	2009. 7. 18

(社内組織)

第10条 社長は、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行うため、安全対策会議を設置する。

- (1) 安全対策会議は、安全統括管理者が招集し開催する。
- (2) 安全対策会議は、取締役で構成することを原則とし、毎月1回以上開催する。
- (3) 安全対策会議は、輸送の安全を確保する為、次の事項を行う。

- ①輸送の安全に関する目標・重点施策の実施状況を評価する。
- ②輸送の安全に関する情報を共有する。
- ③安全最優先に関する経営トップの指示を全部門に周知徹底する。

2 社長は、次に掲げる者を任命し、輸送の安全の確保について責任ある体制を確立し、輸送の安全を確保する。

【安全統括管理者】

- (1) 社長から指示を受けた安全統括管理者は、輸送の安全に関して品質安全管理部部長、自動車部部長、事業部部長を指導監督する。

【品質安全管理部部長、自動車部部長、事業部部長】

- (2) 安全統括管理者から指示を受けた品質安全管理部部長、自動車部部長及び事業部部長は、輸送の安全に関して営業所所長を指導監督する。

【営業所所長＝統括運行管理者】

- (3) 品質安全管理部部長、自動車部部長及び事業部部長から指示を受けた営業所所長は、輸送の安全に関して運行管理者及び整備管理者を指導監督する。

【運行管理者】

- (4) 営業所所長より指示を受けた運行管理者は、運行管理業務に関して営業所の従業員を指導監督する。

【整備管理者】

- (5) 営業所所長より指示を受けた整備管理者は、整備管理業務に関して営業所の従業員を指導監督する。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	4/4
項 目	第三章	輸送の安全を確保するための 事業の実施及び管理体制	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	2009. 7. 18

- 3 社長は、安全統括管理者を責任者とする輸送安全管理室を設置し、輸送の安全の確保に関する内部監査を統括させる。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、（別紙2：安全管理体制組織図）による。また、安全統括管理者が何らかの事由により不在になる場合は、品質安全管理部部長が代行する。
- 5 安全統括管理者は、この条項で定めた安全管理体制組織を全従業員に周知する。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	1/2
項 目	第四章	輸送の安全を確保するための 事業の実施及び管理方法	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 営業所所長、運行管理者及び整備管理者は、安全目標を達成するため、経営トップが策定した重点施策を基に営業所の具体的施策を策定し、実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と乗務員等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるようにする。また、安全性を損なうような事態を発見した場合、隠匿したりせず直ちに関係者に伝えられる体制を構築する。

2 安全統括管理者及び各部門の長は、輸送の安全に関わる情報が円滑に交換及び共有できるように、次に掲げる会議及び情報交換を適時実施する。

- ①交通・商品事故防止委員会
- ②安全衛生中央委員会
- ③事故防止会議
- ④文書通達

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡手順及び体制は別に定める「安全管理手順書」の事故災害等報告連絡手順及び体制に従う。

2 事故、災害等に関する報告は、経営トップ、安全統括管理者、及び社内の必要な部門に速やかに伝達する。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 重大事故が発生した場合は、安全統括管理者は当該営業所所長に指示し、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）の規定に基づき、国土交通大臣へ文書をもって報告を行う。

(輸送の安全に関する教育・訓練)

第14条 安全統括管理者は、輸送の安全管理体制の維持、向上を図るため各部門長へ次に掲げる事項を実施することを指示する。

- (1) 輸送の安全に影響がある業務に従事する従業員に対して、適切な教育・訓練を実施すること。
- (2) 輸送の安全に係る業務に関連する許認可及び資格に関わる、関係法令等の改定については、的確に情報を得ること。
- (3) 各部門長は、安全確保に必要な知識をつけさせるために、教育・訓練の計画を策定し、実施すること。
- (4) 教育・訓練計画については、新入社員及び新規業務開始等を考慮して策定すること。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	2/2
項 目	第四章	輸送の安全を確保するための 事業の実施及び管理方法	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する実施状況を確認するため、内部監査を実施する。実施手順は別に定める「安全管理手順書」の内部監査手順に従う。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 輸送の安全の確保及び再発防止を図るため、継続的改善・是正措置及び予防措置の手順を定め実施する。

- (1) 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するため安全管理体制を適時見直しをする。また、内部監査等を実施し継続的改善をする。
- (2) 輸送の安全を確保し再発防止を図るため是正措置の手順を定める。実施手順は、別に定める「安全管理手順書」の是正措置手順に従う。当該営業所長はそれに従って実施する。
- (3) 輸送の安全を確保するために予防措置の手順を定める。実施手順は、別に定める「安全管理手順書」の予防措置手順に従う。当該営業所長はそれに従って実施する。

(情報の公開)

第17条 当社の輸送の安全に関する取り組みについて外部に対し、次に掲げる事項を毎年事業年度経過後100日以内に公表する。

- ①輸送の安全に関する基本的な方針、目標及び達成状況。
 - ②重大事故に関する統計。
 - ③安全管理規程。
 - ④輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置。
 - ⑤輸送の安全に関する情報の伝達体制及び組織体制
 - ⑥輸送の安全に関する教育・訓練及び研修の実施状況。
 - ⑦輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - ⑧安全統括管理者名
- 2 当社は、輸送の安全に係わる事項について法第23条（輸送の安全確保の命令）、第26条（事業改善の命令）又は第33条（許可の取消等）の行政処分を受けた時は、当該処分内容及び講じた改善状況について、速やかに公表する。

(輸送の安全に関する文書の管理)

第18条 当社は、輸送の安全管理体制に必要とされる文書の作成・確認・承認等の管理手順を定め維持管理する。

- (1) 当該部門は、別に定めた安全に関する「安全管理手順書」の文書管理手順に従い実施し維持管理する。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第19条 当社は、安全方針に従い安全重点施策の達成及び安全の確保をするために効果的な運用を実証するための記録について、その種類、保管・保護、検索、保管期間及び廃棄等に関する管理手順を定める。

- (1) 当該部門は、別に定める「安全管理手順書」の記録管理手順に従って維持管理する。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	1/1
項 目	別紙 1	安全統括管理者の要件	制 定 日	2006. 10. 1
			改 訂 日	

別紙 1 : 第 8 条関係

安全統括管理者の要件を規定する貨物自動車運送事業輸送安全規則第 2 条の 6 の内容は下記のとおりである。

次の各号のいずれかに該当する者。但し、国土交通大臣の命令により安全統括管理者を解任され、解任の日から 2 年を経過しない者は除く。

- (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の輸送の安全に関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して 3 年以上従事した経験を有する者。
- ① 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
 - ② 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
 - ③ ①又は②に掲げる業務その他の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者。

名 称	安 全 管 理 規 程		頁	1/1
項 目	別紙 2	安全管理体制組織図	制 定 日	2006.10.1
			改 訂 日	2009.7.18

別紙 2 : 第10条関係

当社の安全管理体制組織図は下記のとおりとする。

